第５４回富士見市子どもフェスティバル

縁日部会 申込用紙

富士見市子どもフェスティバル縁日部会募集要項と富士見市子どもフェスティバル縁日部会出店規約に同意し、下記にて申し込みます。

ふりがな 団体名			
ふりがな 代表者名	（　　）	住所	
		電話	
緊急連絡先	電話		

	品　　目	価　格
出店内容		

必要備品等
- 机（　　）台　・イス（　　）脚　・発電機（　　）台
- その他（　　）

※衛生には十分注意してください。
※食品を扱う人は必ず保菌検査を受けてください。後日、検査結果を提出して頂きます。
※机、イスは実行委員会で用意しますが、できるだけ数を抑えてください。

提出先：鶴瀬公民館へ直接　または　FAX　０４９−２５１−１１５６
締切り：１２月２５日（金）

富士見市子どもフェスティバル縁日部会募集要項

１　縁日コーナーの目的

子どもを主人公とした子どものための祭りを盛り上げる目的で縁日の企画を実施します。作る・食べる・遊ぶ・楽しむ・買う・売るという要素の中に貴重な体験や交流や面白さがあり、祭りに欠かせない縁日的雰囲気を生み出します。出来る限り子どもの目線で企画をし、豊かな体験の機会として取り組むことが目的であり、単なる営利目的の模擬店では応募できません。

２　縁日の企画

（１)子ども•青少年が安心して買うことができる､安いものを提供する縁日とします。
※子どもが買える価格設定をして、健康に配慮した安心できるものを提供する。
（２）子ども・青少年の体験活動の機会とします。（金銭学習）
（３）縁日を通じて楽しく、ふれあえる機会とします。
※子ども達の興味のあるものや交流できるものを工夫して企画する。

３　開催日時

令和９年４月１８日（日）午前１０時から午後３時まで

４　会場

文化の杜公園

５　参加資格・条件

（１）富士見市子どもフェスティバルの趣旨に賛同し、一緒に富士見市子どもフェスティバルを支える担い手として出店すること
（２）富士見市内で活動する３名以上の成人を含む団体及びグループ（政治・宗教・反社会的勢力を除く）で次のいずれかに該当すること。
　ア　公益団体
　イ　非営利団体
（３）本要項に示された事項を遵守すること。
（４）出店箇所とその周辺の清掃を随時行い、会場の美化及びゴミの適正処理を行うこと。また、会場内のゴミステーション管理を縁日部会内で分担して行うこと。
（５）暴力団排除活動の一環として、主催者が提出書類の一切を警察等に問い合わせることに関し、何ら異議申し立てを行わず、率先して協力すること。
（６）実行委員会、縁日部会の会議には必ず代表者が出席し、欠席の場合においても会議の決定事項に従うこと。
（７）前日準備、当日の当番、片付けには必ず参加すること。
（８）法令、公序良俗等に違反しないこと
（９）その他出店に関する事項について、主催者及び警察の指示に従うこと。

６　参加申込

（１）受付期間
　令和８年１２月２日（水）から令和８年１２月２５日（金）まで
（２）申込先
　鶴瀬公民館　〒３５４－００３３　富士見市羽沢３－２３－１０
　FAX　０４９－２５１－１１５６

（３）持参の場合の受付時間
　午前９時から午後５時の間（土曜・日曜日、国民の祝日、第３月曜を除く）

（４）募集団体数
　１０団体程度

（５）出店費用　※出店費用の支払いは現金のみです。
　出店料は３，３００円とし、第１回実行委員会において支払いを受け付けます。
　また、発電機を使用する団体は別途発電機代をお支払いいただきます。（発電機の容量を超えた使用による故障や使用中の盗難が発生した場合は実費により弁償していただきます。）
　なお、原則として納入済の出店費用は返金いたしません。

７　出店者の決定
応募多数の場合は抽選により、出店者を決定します。なお、必要に応じてお問合せを行う場合があります。
抽選を行う場合、抽選日は令和９年１月８日（金）とし、出店申込者あてに連絡いたします。

８　販売禁止のもの
〇生もの（腐敗しやすい）
〇水あめ（会場の管理が困難）
〇アルコール飲料、たばこ類
〇ビン類（割れて危険）
〇分別が困難なもの（例、ラムネ飲料など）
〇先のとがった串など、回収時危険なものを使った品（例、焼き鳥など）
〇危険なもの、不健康なもの
〇著しく会場を汚すものや、清掃しにくいもの
〇ガラス類、せともの、素焼きなど割れやすいもの
〇生き物
〇金券
〇危険物（刃物、火薬を用いるもの等）
〇ブランド品類
〇携帯電話等、契約事項の発生する事案
〇占い等、情報提供行為
〇その他保健所の指示にあるもの
〇その他総務委員会が富士見子どもフェスティバルにふさわしくないと判断したもの

９　販売価格について
〇子どもが対象となるので、原価と販売価格との差を少なくし、安く設定してください。（通常の模擬店とは違い、営利のみの追及の場にならないよう配慮する）
〇販売価格は１，０００円以下としてください。
〇同じ品物がある場合は出来る限り価格の調整をします。

１０　テント・机・いす等について

フェスティバルの趣旨を理解し協力できることを前提に出店する団体なので、これらのものは実行委員会で用意します。（1 団体につきテント 1 張、机４台、いす５脚まで）

また、貸し出した備品は、出店者の責任のもと管理し、紛失・破損等が生じた場合は、実費により弁償していただきます。

なお、統一性、安全性の観点からテントの持ち込みは禁止とします。

１１　出店するにあたっての必要事項について

（１）各団体で出したゴミは各団体の責任で処理してください。

（２）食べ物を扱う団体は、必ず各団体の責任で細菌検査を受けてください。後日、検査結果を提出して頂きます。
なお、検査結果の有効期間は開催日から三か月以内です。

１２　出店者の責任について

販売、配布、火気及び備品の取扱、その他の行為について起き得る事故等は全て出店者の責任において対処してください。実行委員会は責任を負いません。

１３　出店の取消し等について

以下の場合は出店を取り消します。なお、納入済の出店料、発電機代等は返金しません。

（１）「５　参加資格・条件」に示す要件に適合しないと判明した場合

（２）申込みに際して、必要書類の記載内容に虚偽の事実があった場合

（４）実行委員会会議、縁日部会の会議に一切参加しない場合

（５）飲食物を取り扱う団体で、調理従事者の細菌検体検査結果を確認できない場合

※そのほか、出店申込みから店の片付け・清掃まで、出店要領に定める事項や、その他注意事項を守らなかったり、粗野又は乱暴な言動により周囲の人に迷惑をかける等、「富士見市子どもフェスティバルにふさわしくない」と総務委員会が判断した場合は、協議の上、出店を取り消し、次回以降の出店もお断りします。また、当日であっても出店を取り消しますので、代表者は、その旨を従事者に周知してください。

１４　その他

（１）出店区画は、縁日部会の会議で決定した場所を守ってください。テント外、特に園路及び通路沿いに商品やイス・テーブルを並べる行為は禁止します。

（２）ハンドマイク・スピーカー・大声等での呼び込みは禁止します。

（３）汁物等（うどん、とん汁等）を取り扱う出店者の方は、残った汁等は持ち帰ってください。また、衛生上、会場内（駐車場、植栽帯、U字溝等）には捨てないでください。

（４）イベントの性質上、各種マスメディアに撮影されたものが、新聞・テレビ等で公開される可能性があります。また、主催者による記録写真等に参加時の活動及び肖像が残り、これらが今後の富士見市子どもフェスティバルの広報活動において印刷物や市ホームページ、「広報富士見」等に掲載される場合があります。代表者は、従事者に説明のうえ、同意を得て応募してください。

（５）部会内において緊急連絡網（代表者氏名・電話番号を掲載）を作成し、配付しますので予めご了承ください。

（６）雨天等により、イベントが中止になった場合でも、販売物・材料・機材器具等の一切の保証はしません。

富士見市子どもフェスティバル縁日部会出店規約

●子どもが買いやすい価格設定をお願いします。

●生ものは販売できません。「臨時出店における注意事項」（保健所）参考
（「水あめ」も会場が汚れるため販売できません。）

●出店テントで出たゴミは持ち帰ってください。（ゴミ集積所には出さない）

●環境のためにゴミを少なくする配慮をお願いします。
（びんは割れると危険なので、不可。分別しにくいラムネビンは販売しない）

●販売開始は開会式終了後、放送します。

●搬入・搬出は時間厳守でお願いします。【9：30～15：30 は車両通行止めです】

●会場で生火として使用できるのはガスのみです。（×炭・薪）
ただし、テーブル上にシート、ブロックを置き、断熱する場合は炭火も可。

●縁日会場内は禁煙です。

●会場内は禁酒です。

●会場での金銭の保管等は、団体の責任において行ってください。

●他人に迷惑をかける行為などを行った場合は、退場していただく場合があります。

●スタッフの指示に従ってください。

●消火器を用意してください。小型の家庭用は不可です。